

就学援助費 新入学用品費（入学準備金）の 入学前支給のお知らせ

町では、就学援助費受給資格に該当する場合において、新年度小学校へ入学予定の児童の保護者を対象に、本来は入学後に支給される新入学用品費を入学前に支給します。援助を希望する場合は、必要書類を添えて提出してください。

なお、今回申請をしなくても入学後に申請することもできます。また、新2年生以降の児童の保護者には、毎年度4月ごろ学校から申請の案内がありますので確認してください。

支給の対象

- 1 新年度4月に南三陸町内の小学校に入学予定の児童の保護者
- 2 今年度の就学援助費受給資格に該当する場合（※）

（※）一般の要保護者・準要保護者

- ・生活保護法第6条第2項に規定する要保護者
- ・前年度または当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者
生活保護の停止または廃止、町民税の非課税または減免、国民年金の掛金の減免、児童扶養手当の支給など

（※）東日本大震災による被災者

- ・所有または居住する住宅が、り災証明書により全壊、大規模半壊または半壊と判定されており経済的理由から就学が困難となった世帯など

（注意）次に該当する場合は、入学前支給の対象とはなりません。

- ・入学前に町外へ転出する場合
- ・来年度4月に南三陸町内の小学校に入学しない場合

申請手続

就学時健康診断の際に配布した申請書に記入押印の上、必要書類を添付して教育総務課に提出してください。



提出期限

11月30日（金）

☎ 教育委員会教育総務課 ☎46-2604

第1回 被災地応援無料コンサート 音楽の旅アラカルト ～ナビゲーター安田祥子～

- 日 時 11月10日（土）開場：午後1時30分 開演：午後2時 終演：午後3時30分
- 場 所 ベイサイドアリーナ 文化交流ホール
- 入場料 無料・全席自由（入場には整理券が必要です）
※整理券は、役場・ベイサイドアリーナ・入谷公民館・戸倉公民館・歌津公民館で配布しています（定員になり次第、締め切ります）。
- 主 催 南三陸町／NPO法人音楽で日本の笑顔を

☎ 教育委員会生涯学習課 ☎46-2639

住所の異動は正しく行われていますか？

住民票（住民基本台帳）には、氏名、生年月日、性別、住所、世帯主との続柄などが記録され、国民健康保険、国民年金、児童手当、選挙人名簿への登録など、各種行政サービスの基礎となっています。

お住まいの市区町村で、行政サービスを確実に受けられるようにするため、**引越などにより住所を移した人は、速やかに住民票の住所変更の届出を行ってください。**

また、現住所で住所の届出をしていない人や住民票が削除されたままの人は、正しい届出が必要となります。

同一の市区町村内で転居する場合

- ・住民票のある市区町村〔転居した日から14日以内に〕転居届を提出

他の市区町村に転出・転入する場合

- ・引越前の市区町村〔転出前に〕転出届を提出して転出証明書を受け取る
- ・引越先の市区町村〔転入した日から14日以内に〕転入証明書を添えて転入届を提出

マイナンバーカード（個人番号カード）などの住所変更

皆さんに送付しているマイナンバーの「通知カード」や身分証明書となる「マイナンバーカード（個人番号カード）」、「住民基本台帳カード」は、住所を最新のものにする必要があります。

転居・転入など、引越しにより住所を移した人は、住民票の住所変更手続きと併せて、これらのカードの住所変更の届出を行ってください。

☎ 町民税務課戸籍住民係 ☎46-1373

国民年金だより

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が発行されます — 年末調整・確定申告まで大切に保管を！ —

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告時に全額が社会保険控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。社会保険料の控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。このため、平成30年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付した人については、「**社会保険料（国民年金保険料）控除証明書**」が11月上旬に日本年金機構から送付される予定です。

年末調整や確定申告時には証明書（または保険料を納付したことの確認ができる書類など）の添付が必要になりますので大切に保管してください。

また、10月1日から12月31日までの間に今年初めて国民年金保険料を納付した人は、翌年の2月上旬に送付されます。

なお、家族の国民年金保険料を納付した場合も、社会保険料控除に加えることができますので、家族あてに送られた控除証明書を添付の上、申告してください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」についての照会は、控除証明書のはがきに表示されている専用ダイヤルにお問い合わせください。

国民年金一般については以下にお問い合わせください。

☎ 石巻年金事務所 ☎0225-22-5115

役場 町民税務課戸籍住民係 ☎46-1373

〈次回の年金相談会〉

【日時】11月14日（水）午前10時～午後3時30分

【場所】南三陸町役場 1階相談室

※年金相談は石巻年金事務所へ事前予約が必要です。

